

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 7 月 17 日

水 曜 日

第 3643 号

目 次

告 示	
○都市計画の変更	1
公安委員会告示	
○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正	2
公 告	
○平成25年度屋外広告物講習会の開催	3
○平成25年度富山県クリーニング師試験の実施	4
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	6
○基本測量の実施	7
○公共測量の実施	
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出	8

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第330号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年 7 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - （種類）富山高岡広域都市計画道路
 - （名称） 3・5・423号 羽広内免線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 変更した部分

高岡市羽広二丁目、扇町一丁目及び千石町の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県公安委員会告示第93号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成25年7月17日から施行する。

平成25年7月17日

富山県公安委員会

委員長 高 橋 卓 朗

別表第5 最高速度の指定

朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市、富山市の項第1号を次のように改める。

1	一般国道8号 一般国道41号 一般国道415号 県道 養輪滑川インター線 県道 富山滑川魚津線 県道 流杉町袋線	朝日町宮崎 384-1 古川左岸から 富山市北新町二丁目3-21 北新町交差点まで	50,590	終日	50
---	---	--	--------	----	----

射水市の項第81号を次のように改める。

81	県道 小泉高岡線 県道 広上大門新線 市道	射水市土合1267 中村晴市方前から 同 広上1303 高橋孝平方南方200メートル 高岡市境界地先まで	3,400	終日	40
----	-----------------------------	--	-------	----	----

射水市、高岡市の項第 3 号を次のように改める。

3	県道 新湊庄川線	射水市大門（旭町）147-2 橋本重忠方前から 同 串田16 高岡市境界地先まで	4,820	終日	40	
---	-------------	---	-------	----	----	--

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

平成25年度屋外広告物講習会の開催

富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第26条第1項の規定により、平成25年度屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、同条例第33条の3第2号の規定により公示する。

平成25年 7 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習会の開催日時

平成25年 8 月 23 日（金）午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 講習会場

富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 701号室

3 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）第26条第2項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

5 受講申込先

富山市黒崎 507番地の 1
日本海広告株式会社内
富山県屋外広告美術協同組合

6 受講申込期間

平成25年7月17日（水）から平成25年8月16日（金）まで

7 受講手数料

3,000円（富山県収入証紙により納付すること。）

8 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの

9 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

10 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-9661）に問い合わせること。

平成25年度富山県クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成25年度富山県クリーニング師試験を次のとおり実施するので、富山県クリーニング業法施行規則（昭和26年富山県規則第24号）第9条の規定により公示する。

平成25年7月17日

1 試験日時及び場所

- (1) 日時 平成25年10月19日（土）午前9時から
- (2) 場所 富山市下新町32番26号 富山県県容美容専門学校

2 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書（富山県クリーニング業法施行規則で定める様式）

イ 履歴書（市販の履歴書使用可）

ウ 受験資格を有することを証明する書面又はその写し

エ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽上半身の写真（縦10センチメートル、横8センチメートル程度）をA4サイズの白紙にはり付け、写真の下に氏名及び生年月日を記入すること。）

オ 氏名を変更した者 戸籍抄本

(2) 受験手数料

7,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書の「富山県収入証紙ちょう付欄」にはること。）

(3) 願書受付期間

平成25年9月12日（木）から同月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 願書提出先

富山県内に住所を有する者は、住所地を管轄する厚生センター又は厚生センター支所に提出すること。ただし、富山市内に住所を有する者は、富山市保健所に提出すること。

富山県外に住所を有する者は、富山県厚生部生活衛生課に提出すること。

(5) 願書の提出方法

前号に掲げる提出先へ持参（提出期間の午前8時30分から午後5時までの間に限る。）又は郵送（提出期間の末日の消印有効）すること。

3 問合せ先及び受験願書の配布場所

富山県厚生部生活衛生課（電話076-444-3231）、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山市保健所

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年 7 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

富山市羽根ショッピングセンター 富山市羽根1286-1 ほか

2 店舗を設置する者 有限会社四宮地所 ほか**3 変更事項**

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンピュアー 代表取締役 吉田 昭弘 射水市流通センター水戸田三丁目4番地 ほか3

(変更後) 株式会社サンピュアー 代表取締役 吉田 昭弘 射水市流通センター水戸田三丁目4番地 ほか5

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A棟建物東側ほか 70台

(変更後) A棟建物南側ほか 70台

4 変更の日 平成25年 7 月 31 日 ほか**5 変更の理由 A棟建物の軽微増床に伴い、駐輪場の位置が変更となるため ほか****6 届出の日 平成25年 7 月 2 日****7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****8 縦覧期間 平成25年 7 月 17 日から平成25年11月18日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで

きる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成25年 7 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（基準点測量）

2 作業期間

平成25年 7 月22日から平成25年12月20日まで

3 作業地域

氷見市、小矢部市、下新川郡入善町

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、入善町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成25年 7 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（都市計画）

2 作業期間

平成25年 6 月15日から平成25年 9 月18日まで

3 作業地域

入善町地区一円

土地区画整理組合の理事の氏名等の届出について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1 項により小矢部市石動駅南土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成25年 7 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

宮島 昭宣	小矢部市野端 140番地
浦島 清行	小矢部市石動町 9 番16号
中山 武	小矢部市石動町 9 番53号
八十嶋 雅司	小矢部市綾子5047番地
吉竹 節男	小矢部市石動町 3 番 8 号
坂田 治夫	小矢部市石動町 4 番30号
早助 よし子	小矢部市綾子 278番地